施策・事業の目的、評価の観点:「1 相談及び情報収集体制の充実」

NO	施策・事業等の名称	市 类 概 西	担当課	j.	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
NO	加東・事業等の右称 	事業概要	世 担 目 誄	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)		
1	教育相談事業	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行う。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親の サポートセン ター	・相談総数20,875件のうち、「いじめ」を主訴とする相談件数は499件で(△307件)で、電話相談が420件(△366件)、来所相談が10件(+3件)、Eメール相談が27件(+14件)であった。来所相談で、主訴が「いじめが背景にある不登校」は46件(△82件)であった。※()内は昨年度比・電話相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が182件、中学生が130件、高校生が78件、その他が28件であった。・来所相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、中学生が10件で、小学生・高校生・その	る。特に「電話相談」が減少しており、一昨年度は 高校2年生を名乗るリピーターからの電話が1年間で 391件あり、昨年度は通常に戻ったと考えられる。 ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の 会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの 対応、捉え方について研修を行い、的確に対応でき るようにしている。 ・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機 関とのよりよい連携について今後も検討が必要であ る。 ・電話相談・Eメール相談においてリピーターと思 われる相談があり、相談者の年齢や素性についての 確認には難しさがある。「相談すること」の意義や 効果を得ることができるように、小学校段階からの SOS教育の普及周知を徹底しなければならない。	・県民、保護者、教職員を対象としている休日開放事業(教育相談講演会1・2)で資料を配布したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底を継続する。 ・教職員(学校)を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の際に、詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 ・校長・教頭の新任管理職研修において教育相談の重要性を投げかけ、校内教育相談体制のさらなる構		
2	2 4 時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分から17時15分まで実施しており、その他の時間帯は外部に委託している。	子どもと親の サポートセン	件)、中学生98件(+36件)、高校生174件(△256件)であった。同じく児童生徒からの相談のうち外部 委託対応の相談件数は1,759件で、内訳は小学生139件 (△9件)、中学生338件(+59件)、高校生1282件	談対象者は高校2年生を名乗るリピーターからの電話が1年間で391件あった。回線を塞ぐことを避けるため1日の回数や1回の相談時間の上限について伝えても効果がなかったため関係機関の連携により、令和5年4月に成人であったことが判明した。	等、丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。 ・委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。		

	Ţ		1			T
				・本事業は、令和3年度は1件、令和4年度は2件、	・運用開始からこれまでに計57件の案件について	
				令和5年度は1件の会議の開催であった。	協議した。昨年度は、男女生徒間の事案があげら	・会議開催に向けた手続きの一層の簡素化
	学校等が単独で解決困難な事	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁			れ、体を触られるという女子生徒の訴えと事実無根	
		護士、精神科医等の委員と教育庁関係課から		け、積極的に各課や学校と連携をとり会議を開催する	な訴えをされる男子生徒の訴えががり、相互いじめ	
		なる「学校問題解決支援チーム」を設置し、		よう心がけた。会議では、冷静で明確な対応策等が提	対応を訴える内容についての相談があった。いずれ	・研修の充実 等
		解決に向けて指導助言するなど、学校等が安		案され、学校の対応についての問題点が整理された。	の相談についても、専門的な観点から適切な助言が	事案の把握に向けて
	 学校問題解決支援	心して相談できるよう相談体制の充実を図	 児童生徒安全	・スクールロイヤー活用事業における法律相談は、2	あり、学校は状況改善へのヒントを得ることができ	・関係課等に向けた聞き取り調査の継続
3	対策事業	3.	九里工 灰 文 王	16件(前年度比89件増)の相談があった。オンラ	た。昨今、様々な要因が絡んだ解決困難課題が発生	・月次調査等によるより積極的な情報収集 等
	N 尔 尹 未	また、本事業で得られた知見を生かし事例研	林	インでの相談も43件と増加している また、児童生	しており、各課の対応連携及び早期段階での活用を	上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのない
		究を実施することで、ノウハウの普及と学校		徒向けの出張授業(15校)を実施した。	考慮する必要がある。	よう支援を継続していく。
		問題対応能力の向上を図る研修を実施する。			・スクールロイヤー活用事業においては、導入時令	・スクールロイヤー活用事業は、小中学校の管理職
					和元年と比較すると対応件数は約3倍となってい	及び生徒指導担当者を集めた会議で、スクールロイ
					る。課題としては、更なる事業の周知及び早期相談	ヤーを講師とした研修を実施するなど、小中学校へ
					対応の必要性が考えられる。	のスクールロイヤーの周知に努めている。
				・令和5年度中、277回の相談を受理した。	・いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩	・引き続き県警ホームページや各種リーフレット等
		本部少年センター内にフリーダイヤル回線		(前年比+57回)	み等の相談に対して適切な助言・指導を行い、いじ	の広報媒体、非行防止教室等を通じて相談窓口の周
		による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置	 県警本部		め事案を認知した際には、管轄警察署及び少年セン	知を図ることで利用を促し、いじめの早期発見、対
4	ヤング・テレホン	し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題	少年課		ターに情報提供をし、関係機関と連携しながら対応	応につなげていく。
		を抱える少年や保護者からの電話相談を受理			を図っており、 <u>今後も認知した際の早期対応につな</u>	
		し、適切な助言・指導を行っている。			<u>げていくことが大切である。</u>	
				・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育	│ ・児童生徒安全課からは、スクールカウンセラーに	・令和6年度も、対面での開催を予定している。今
					ついて、隔週配置384校、月1回程度の配置校2	
				の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団		く。また、「ネットいじめ専門部会」においても複
					したことや、スクールロイヤーについては、相談方	
					法を対面及び電話に加え、オンラインによる相談も	
		千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町		・担当者会議を設置したネット関係の機関等による		
		村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務		「ネットいじめ対策専門部会 において、令和4年度		
		局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心		は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行っ		
			1	た。また、令和5年度の各機関等の取組予定等につい		
5	l l	関・団体で構成された連絡協議会を設置し、	I	て情報交換した。	カーの増員、スクールロイヤー効果的な活用の要望	23.00 0.0
		いじめの防止等に関係する機関及び団体の連		CIRTACIA OTC.	があった。	
		携を図る。			<u>************************************</u>	
					は、講師の派遣を行い、県内の学校で、講演等を実	
					施している。県内では、SNS等が起因となるいじめ	
					が発生していることから、今後もネットいじめに関	
					して専門部会を通して最新の状況を把握していく必	
					要がある。	
					<u> </u>	
	<u> </u>		I	<u> </u>	l .	

施策・事業の目的、評価の観点:「2 予防及び早期発見」

N.O.	佐竿・車業竿の夕む	車業概	₽₩	1	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
6	道徳教育推進プロジェクト事業	幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	学習指導課	のひらの小さな世界」、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉 I ~IV」等により、いじめや情報モラルについて考える教材を配付し、活用を図っている。・令和5年度は、特色ある道徳教育推進校における研究事業の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校17校の研究校を指定し、研究を推進した。また、研修や学校訪問などを通して、これまでの成果をまとめて令和4年度に配付した道徳教育実践事例集DVD「心豊かに」の活用を促した。・令和5年度は、道徳教育懇談会を1回開催し、主に道徳教育の県施策に係り、これまでの県道徳教材の活用や、令和6年度から予定している「千葉県版道徳教育アーカイブ」について、有識者から多くの意見を聴取した。	の映像教材は(千葉市を除く)県内の公立小学校の72.0%、中学校の52.9%で年間指導計画に位置付けられている。また、県内の公立高等学校の80%以上で、「道徳」を学ぶ時間に、県作成の読み物教材集または映像教材が活用されている。・道徳教育実践事例集DVD「心豊かに」には、中学校でいじめ問題を題材にした学年道徳の取組や高等学校では「感情のコントロール」を題材にした道徳教育の取組等を収録している。また、実際の授業風景を動画に収め、指導の方法についても紹介している。・令和6年度は、特色ある道徳教育推進校における研究事業の17校の指定校の成果をまとめた道徳教育実践事例集を作成し、千葉県版道徳教育アーカイブに掲載したい。・今後、研修や学校訪問などを通して、県作成の読み物教材集や映像教材や道徳教育実践事例集の活用を促していきたい。	いくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高 等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会 を通して、呼び掛けていきたい。 ・特色ある道徳教育推進校については、令和6年度 は令和5年度から継続して幼稚園、小・中学校、高 等学校、特別支援学校17校を指定し研究を推進す る。これまでの研究を生かしながら、新たな道徳教育研究を進めていけるよう、助言・指導を行ってい きたい。 ・各種研修会等をとおして、令和4年度作成の道徳 教育実践事例集DVD「心豊かに」、令和3年度作 成の「明日への扉IV」の活用を促し、各学校におい て「考え、議論する道徳」の授業が充実するように 推進していく。 ・令和4年度から完全実施となった高等学校学習指 導要領における道徳教育について、高等学校道徳教 育推進教師研修会で高等学校における道徳教育 いて指導・助言を行い、高等学校における道徳教育 の更なる充実を図っていきたい。
7	いのちを大切にする キャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為(児童虐待、DVを含む)等人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。	児童生徒安全課	・各学校において「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、一学期中を強化期間として、各学校が実態に応じ適切な時期に実施するよう促した。 ・SOSの出し方に関する教育の県独自資料にSCやSSWへの相談を促す等の内容を追加し、子サポのHPに掲載した。	ド」を各学校等に配付し、いじめ防止に向けた児童 生徒の主体的な活動の推進に努めることができた。 また、教職員向けに生徒指導パンフレットとして、 「いじめの重大事態の分析」を各学校等に配付し、	啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で周知に努める。 ・SOSの出し方に関する教育を、県が作成した資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内
8	豊かな人間関係づくり 実践プログラムの活用 の推進	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、 県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係 づくりに必要な基本的な力を育むことをねらい とした小・中学校 9 か年にわたる体系的なプロ グラムである。 各小・中学校の実態に合わせ必要に応じて活用 する。	児童生徒安 全課	ラム」として開発され、義務教育9年間(各学年4時間分)のピアサポートの手法を活用した台本レベルの 授業案と教材から構成されている。 ・児童生徒にとって、周りの人の気持ちを考えること	る。 ・学級集団づくりや人間関係の改善を図るため有効 であり、いじめ防止、自己肯定感の醸成やコミュニ ケーション力の向上など生徒指導の目的に応じた授	しているが、指導が必要な内容が増加しており、年間計画の見直しが必要である。本プログラムの実施については、地域の実情や学校の課題に合わせ、必

9	いじめ対策等生徒指導	支援事業をとおして、不登校児童生徒等へのより一層きめ細かな支援を行うための学校・家庭・関係機関等のネットワークづくりを行っている。	子どもと親 のサポート センター	・教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や 事例研究等をとおして、教育相談及び不登校児童生徒 支援に携わる機関や担当者の資質・カ量の向上と連携	は、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣することで、教職員の素質・力量の向上に努め、効果を上げている。・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ている。一方、遠方の子どもや保護者から「参加しにくい」との声があるので、今後も地域に出向いて事業を実施していく。・当センターのセンター的機能を生かし、出張サポルームを実施。サポルーム開催のノウハウを市町教	来ることが難しい子供や保護者を支援する。特にサポート広場(地域開催)と進路選択セミナー(地域開催)を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努める。 ・地域開催における事業に関しては、新規地域の開拓や開催方法(ICTを利用してのオンライン開催等)も検討していく。 ・福祉機関(児童相談所、市町村福祉担当課等)とのネットワークの構築や当センター教育相談部・県総合教育センター特別支援教育部との連携により、支援事業部における事業に参加をいただくなど、より
10	不登校児童生徒支援事 業	不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と 支援を行う。また、これら不登校児童生徒及び 保護者の居場所づくりや進路等に関する情報提 供を行う。		り、そのうちの678名の児童生徒が原籍学級へ復帰した(復帰率38.3%)。また、校内不登校支援教 室通室者数は、前年度に比べ、195名増え、1,7 69名となった(1.14倍の増)。 ・地区不登校等児童生徒支援拠点校として12校を指 定し、各学校に訪問相談担当教員を1名ずつ配置し た。訪問相談担当教員への相談・援助件数は、前年度 に比べ、712件増え、11,288件となった。ま た、関わった不登校児童生徒数は、1,127名とな	徒が増えているが、支援教室における個々の状況に合わせた活動等を行うことにより適切な支援につなげるができた。また、原籍学級への復帰に向けて状況が改善された人数は増加しているが、不登校児童生徒数が増えていることから、更に一人一人に合った支援の充実に努める必要がある。 ・家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等への支援を行う、訪問相談担当教員については、関わった不登校児童生徒の約53%が好転した。近年、不登校児童生徒数が増加しているため、今後も支援件数の増加が見込まれ、広範囲の活動に	教室以外でも学べる環境を確保するため、不登校児童生徒支援推進校の拡充を図る。 ・不登校児童生徒支援推進校について、各教育事務所と協力しながら推進校を訪問し、環境整備や好事例等、活用状況を把握し、校内教育支援センターの事例を紹介していく。 ・訪問相談担当教員において、拠点校の校長が変わった場合には、年度当初に、県と各教育事務所の担当者が学校を訪問し、校長に対して、地区サポー
11	スクール・サポーター 制度	スクールサポーターは、「小学校、中学校、高 等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とし た非行防止や立ち直り支援、学校における児童 生徒の安全の確保」などを目的とし、主とし て、非行問題等を抱える学校からの要請に基づ いて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助 言」、「学校等が実施する学校内外のパトロー ル活動への支援」など、学校への支援活動を 行っている。	県警本部 少年課	・令和5年度中、スクール・サポーターを派遣した学校数は、16校(中学校6校、小学校10校、前年度比-1)であり、各校において対象児童・生徒等への指導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施した。	少しているが、派遣理由となっている学校内での問題(いじめを含む)が解決に至るまでの期間が長期	を抱えた学校に対する支援体制の拡充を行ってい
12	SOSの出し方に関する 教育の実施	自殺総合対策大綱の中で、学校が推進すべき教育内容として、「SOSの出し方に関する教育」が示されており、各学校でSOSの出し方に関する教育を実施することで、児童生徒が、危機に直面した際、援助希求行動がとれ、適切な相談機関に相談ができるように促す。	児童生徒安 全課	・年間を通じて、自殺予防のための総合的な取り組みについて8回通知するなど、自殺予防についての周知を図ることができた。 ・各研修会で、「SOSの出し方に関する教育」について、説明を行い、周知を図った。 ・パワーポイント教材や自殺予防啓発動画について現場での効果的な活用の促進を図った。	出し方教育の実施時期や個人面談機関の設定時期が適切なものとなるよう各研修会で促した。	

再掲 1		学校生活に関すること、心や身体のこと、その 他進路や適性に関すること等、個々の状況に応 じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活 動を通して支援・援助を行う。各相談機関との ネットワークを構築し、相談者の様々なニーズ に対して、より適切な支援・援助を行うための 総合窓口とする。	のサポート	子供(小中学生・高校生など)、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール相談・FAX相談により、支援・援助を行ってきた。・相談総数20,875件のうち、「いじめ」を主訴とする相談件数は499件で(△307件)で、電話相談が420件(△366件)、来所相談が10件(+3件)、Eメール相談が27件(+14件)であった。来所相談で、主訴が「いじめが背景にある不登校」は46件(△82件)であった。※()内は昨年度比・電話相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が182件、中学生が130件、高校生が78件、その他が28件であった。・来所相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、中学生が10件で、小学生・高校生・その他は0件であった。・必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう適切な対応を行ってきた。	る。特に「電話相談」が減少しており、一昨年度は高校2年生を名乗るリピーターからの電話が1年間で391件あり、昨年度は通常に戻ったと考えられる。・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。・電話相談・Eメール相談においてリピーターと思われる相談があり、相談者の年齢や素性についての確認には難しさがある。「相談すること」の意義や効果を得ることができるように、小学校段階からのSOS教育の普及周知を徹底しなければならない。	を、平日9時から17時まで実施する。 ・県民、保護者、教職員を対象としている休日開放事業(教育相談講演会1・2)で資料を配布したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底を継続する。 ・教職員(学校)を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の際に、詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 ・校長・教頭の新任管理職研修において教育相談の
1	2 4 時間子供SOSダ イヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分から17時15分まで実施しており、その他の時間帯は外部に委託している。	子どもと親 のサポート	件)であった。同じく児童生徒からの相談のうち外部 委託対応の相談件数は1,759件で、内訳は小学生139件	談対象者は高校2年生を名乗るリピーターからの電話が1年間で391件あった。回線を塞ぐことを避けるため1日の回数や1回の相談時間の上限について伝えても効果がなかったため関係機関の連携により、令和5	等、丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。 ・委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。
再掲 4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部 少年課	・令和5年度中、277回の相談を受理した。 (前年比+57回)	・いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対して適切な助言・指導を行い、いじめ事案を認知した際には、管轄警察署及び少年センターに情報提供をし、関係機関と連携しながら対応を図っており、今後も認知した際の早期対応につなげていくことが大切である。	知を図ることで利用を促し、いじめの早期発見、対

施策・事業の目的、評価の観点:「3 人材の確保及び資質の向上」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
NO	ルス・事業寺の石が	争未似女	担国味 	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
			児童生徒安全課	・各市町村教育委員会の学校人権教育担当者、公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の管理職、各教育事務所の人権教育担当指導主事等を対象とした各種学校人権教育研究協議会等を開催した。	進目標及び重点事項の啓発や個別の人権課題についての情報を共有するなど、学校人権教育の全県的な推進を図った。 ・特に「子どもの権利」「LGBTQ」「ヤングケアラー」「児童虐待」「外国籍の児童生徒等」が喫緊の課題になっており、偏見や差別によるいじめが発	・各校の人権教育担当者に対し、人権感覚を高めていくためのワークショップや参加型・体験型の手法等を交えた、より実践的な人権教育の研修や様々な人権課題に応える研修の充実をより一層図っていく。 ・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題について、講演及び協議会等をとおして各学校に共通理解を図っていく。	
13	導主事会議、生徒指導 連絡協議会、学校人権	各教育事務所の生徒指導担当指導主事や県立学校の生徒指導主事及び人権教育の担当教諭等を招集し、定期的な会議を実施して、事例研究や最新の情報の共有等を行う。	特別支援教育課	導上の課題等の協議及び情報交換を行い、生徒指導主	者の理解を深めることができた。 ・特別支援学校において、最も多いいじめの態様は、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」であり、高等部においては、ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加している。今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。 ・現状、いじめに対しては、学級担任を中心に丁寧	報の提供を通して、各学校のいじめ対策を含めた生徒指導のより一層の充実が図られるよう指導する。 ・いじめ等の案件に関しては、早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にすること、組織的・計画的な支援体制を整備することなど各学校の対応力が高まるように指導する。 ・生徒指導上の課題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して迅速に対応できるように、具体的な支援方	
14	研修事業	<生徒指導・教育相談に関する研修> 生徒指導リーダー育成研修や不登校の子供 を支援する実践研修、教育相談基礎研修・ 教育相談上級研修・教育相談コーディネー ター養成研修において、いじめ問題をテー マに具体的な事例を扱うなどの研修を実施 する。	のサポート	・いじめを予防する手立てとして、構成的グループエンカウンター等を学ぶ機会を設定し、学校現場での集団づくりに役立つ研修を実施した。 ・いじめが起こってからの事後対応だけではなく、いじめの未然防止に視点を置いた内容を扱った。 ・いじめ防止対策推進法を活かす教育相談体制づくりについての内容も扱った。	研修を企画・運営した。 ・班別研修では、「いじめの理解と対応」「いじめ 問題の予防」「校内支援体制の充実」について学 び、学校の実態に合わせたいじめ対応について考え	・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点 の研修を増やす。 ・講師との事前打ち合わせを密にしながら、受講者 のニーズに合ったよりよい研修を企画・運営する。	

14	管理職資質向上研修 (1)いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について研修することにより、学校におけるいじめ防止対策の一層の充実を図る。 (2)児童生徒の自殺予防に関する国や県の取組及び具体的な教職員による予防対定をでいて研修することにより、児童生徒への予防教育、さらに自殺がおきてしまったときの対応について研修することにより、児童生徒の自殺予防対策の一層の充実を図る。 (3)学校内の支援体制や教育支援センター等様々な関係機関との連携、個々の児童生徒の特性に着目した支援方法について研修することにより、不登校児童生徒への支援の充実を図る。	センター	・私立学校の参加についても行うことができた。 ・国の施策等の現状と取組、千葉県の現状と取組(児 童生徒安全課、当センター所員による不登校児童生徒	ジメントについて学ぶことができた。 ・スクールロイヤーによる「法を背にした指導・支援」については、専門的な内容を、学校での指導の中でどのように活用していくことができるかを具体的な例を挙げ、話を聞くことができた。 ・総務部学事課との連携で、私立学校への通知の上10校以上の参加があった。	定の動画配信により、資質向上の機会を設けるようにしていく。千葉県教育委員会「千葉県における生徒指導の現状と対応」やスクールロイヤー「法を背にした指導・支援」、大学講師による「いじめ防止」「自殺予防」については、オンデマンド配信を行い、県内全管理職の資質向上を目指す。・総務部学事課を通じ、私立学校への参加希望を募り、希望者に対しては柔軟に対応していく。
	支援者対象の研修 訪問相談担当教員研修、スクールソーシャルワーカー研修、スクールカウンセラー等 全体研修・連絡協議会をとおして、不登校 等で困難を抱える子供や保護者を支援する 者の資質・力量の向上を図る。	I	報交換をとおして、個々の資質向上を図ることができた。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は各事務所に分かれ集合形式で実施した。講義の内容を大ホールから各会場へライブ配信を行った。	た。また、事例研究をとおして、多面的・多角的な見立てについて学ぶことができ、日頃の業務に役立てることができた。 ・経験年数の異なる支援者が、いかに資質向上を図るか、研修会のあり方や協議・情報交換の時間の持ち方等を工夫していく必要がある。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員により、一か所で集まること	数を減らすことなく、さらなる資質の向上を図る。 ・新規採用により、経験の浅いスクールソーシャル ワーカーが増えているため、グループ別協議では、 協議内容の設定やグループの編制について従来から 工夫を加えていく。また、新任研修として研修の新 設も念頭に入れていく。

14		(総合教育センターの研修事業) 全ての校種で教諭、管理職、養護教諭等 キャリアステージに応じて、いじめの未然 防止、対応の仕方について研修を実施して いる。 要請研修、学校支援事業の実施、情報モ ラル指導実践研修、デジタルシティズン シップ教育を実施している。	総合教育センター	(14事業) 講話・協議・eラーニング等 ・初任者研修(1196名) ・中堅教諭等資質向上研修(1135名) ・教務主任等企画運営リーダー研修(106名) ・新任教頭研修(238名) ・新任校長研修(208名) ○市町教育委員会主催の要請研修 「出前あすなろ塾」 若手教諭対象 8回実施 ○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修 「教師未来塾」 (42名参加) 【情報モラル研修】 ・「情報モラル指導実践研修発展~デジタルシティズンシップ教育~」(31名) ・初任者研修(小・中・高・特・養護教諭)「情報モラル」(1115名) ・専門研修(小・中・高・特・養護教諭)「情報モラルと著作権」(e ラーニング)(231名) ・学校支援事業…県内市町村教育委員会主催の研修会講師として、教職員に指導助言(70名)	後のアンケートに肯定的な回答が多くなった。 ・キャリアに応じていじめの現状の理解や未然防止、対応等、日常実践に生かせる研修を実施することができた。 ・情報モラル教育に関する研修を通して、ネット上の問題行動についての教職員の理解や、児童生徒を指導する力を高めている。 ・ e ラーニングでの実施の場合、情報伝達研修にとどまらないよう、授業実践や校内での指導助言を実施し、レポートを作成させている。 ・若年層を中心に、児童生徒との人間関係作りを苦手に感じる教諭が増えてきているので、児童生徒理解を深める研修が必要と考える。	
		(情報モラル教育への講師派遣) 教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。	児童生徒安 全課		11名の講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒、保護者を対象に情報モラル教育研修を行った。	を対象とした情報モラル教育研修への講師を、小・中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて100校(県立学校30校、市町村立学校70校)に派遣できるよう進めていく。 ・夏季休業前の6月から講師派遣ができるよう調整
15	教育相談等講師紹介事業	教育相談等講師紹介事業 生徒指導上の諸課題解決のために、教職員 や保護者及び教育関係者が発達に即した子 供理解を深め、子供との関りを学び支援す ることを目的とし、学校等が行う生徒指 導、教育相談及び家庭教育に関する研修会 等に講師を紹介する。		登録している。 ・令和5年度は、28件の活用があり、教職員の研修 (事例検討等)に活用された。	・各学校等の課題に合わせた講師選定が可能であり、学校の主体性が高まる。また、当センターとしてもセンター的機能が発揮できる。 ・令和5年度から千葉市立学校と私立学校も対象とし、総務部学事課をとおして、私学への周知・拡大を図ることができた。 ・前事業の「スクールアドバイザー事業を移行したが予算計上がないにもかかわらず、講師登録に係る事務手続き上の手間や経費が必要である。 ・登録名簿の掲載・維持・個人情報の取扱いにも配慮を要する。	・スクールアドバイザー事業の後継として、事業を継続する。予算計上がないため、学校・関係機関支援に組み込み実施していく。

16	指導の充実のための教 員加配、非常勤講師の	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、学校における生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の加配、非常勤講師の配置を行う。	教職員課	・令和5年度は、国から措置される定数と県単独の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、小中義務教育学校に302名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて適宜配置した。	がより密接に連携することで、継続的な指導に努 め、問題を抱える児童生徒の状況改善に努めてい	・教職員定数は、国が措置することが基本であることから、今後も、様々な機会を通じて、国に定数改善の要望をしていく。
17	特別非常勤講師配置事 業(臨床発達心理士等 含む)	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。	特別支援教育課	し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じたより適切な指導・支援に	は7名配置された。配置した学校では、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方につい	・教職員の専門性の向上に向け、専門家を配置した 学校は継続・充実に向け、配置をしなかった学校に ついては、今後の活用に向けて、事業の周知や配置 したことによる具体的効用等について、情報共有を 図っていく。 ・いじめの案件が確認された際の児童生徒の心理的 なケアのために、県精神保健福祉センターや県子ど もと親のサポートセンターなどの機関と連携して対 応していけるように学校に周知していく。 ・令和4年度から市川大野高等学園にスクールカウ ンセラーが配置され活用されている。また、必要に 応じてスクールカウンセラースーパーバイザーの活 用についても検討をしていく。
18	事業 (スクールカウン セラーの配置)	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー(SC)として学校に配置する。	児童生徒安全課	クールカウンセラーが対応できるようにした。また、	・小学校においては、配置日が少なく(月1、隔週)、対応できる人数も限られる状況である。特に、大規模校においては、児童一人一人への十分な時間の確保が困難である。 ・スクールカウンセラーの増員に伴う人材確保に加え、スクールカウンセラーの資質の向上について	・小学校の月1配置校を隔週配置にし、高等学校の 未配置校にスクールカウンセラーを配置できるよう、配置の充実を図っていきたい。 ・新規採用スクールカウンセラーを中心とした、 スーパーバイザーによる指導・助言の充実を図り、 スクールカウンセラーの資質向上を図りたい。 ・公認心理士協会に協力を得るなどし、引き続きス
19	スクールカウンセラー 配置校(私立学校)へ の支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。		・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。令和5年度は、私立学校60校に対して、74,070千円を交付した。	・いじめや不登校等について、学校側の初期対応が 不十分なため、事態が悪化する場合がある。教育相 談体制を充実させ、スクールカウンセラーの活用を さらに促す必要がある。	に、定期的に事業の活用を周知するとともに、不登

20	事業(スクールソー	課題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置している。	児童生徒安全課	と、教育事務所5か所に3名配置した。(合計44か 所、54名のスクールソーシャルワーカーを配置) ・児童生徒の置かれた環境の改善に向けて、様々な調 整を行うスクールソーシャルワーカーについては、各 学校等の求めに応じて、ケース会議等で福祉的な立場 から支援方法を提案したり、関係機関を訪問し、連携	10名となったことにより、相談に繋がりづらかったと考えられる。 ・令和6年度は、スクールソーシャルワーカー10 名増の64名を配置したところであるが、そのうち	力のある支援に努める。 ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上のための研修会を年7回実施し、専門的なスキルや事案に応じた対応力の向上を図る。さらに令和6年度より初任(1~3年目)スクールソーシャルワーカー研
21	クールの設置(スクー ルソーシャルワーカー	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かな支援体制を整備する。		・様々な課題を抱える生徒に対して、生徒本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外 部関係機関等と連携しながら、生徒を取り巻く環境に働きかけるなど、より多面的に支援を行った。	カウンセラーも配置しており、心理的サポートと福祉的サポートを行うことができている。 ・令和5年度の相談件数(4校)の合計は4,10 9件であり、前年より867件増加しており、課題	に、地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカーの継続配置に努めたい。また、新たに地域連携アクティブスクールが 2 校追加され、令和 5 年度と同様に、スクールソーシャルワーカーをより効果的に活用した柔軟で機動力のあ
	学校問題解決支援 対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、 弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課 からなる「学校問題解決支援チーム」を設 置し、解決に向けて指導助言するなど、学 校等が安心して相談できるよう相談体制の 充実を図る。 また、本事業で得られた知見を生かし事例 研究を実施することで、ノウハウの普及と 学校問題対応能力の向上を図る研修を実施 する。	児童生徒安全課	け、積極的に各課や学校と連携をとり会議を開催するよう心がけた。会議では、冷静で明確な対応策等が提案され、学校の対応についての問題点が整理された。 ・スクールロイヤー活用事業における法律相談は、2 16件(前年度比89件増)の相談があった。オンラインでの相談も43件と増加している。また、児童生	な訴えをされる男子生徒の訴えががり、相互いじめ 対応を訴える内容についての相談があった。いずれ の相談についても、専門的な観点から適切な助言が あり、学校は状況改善へのヒントを得ることができ た。 <u>昨今、様々な要因が絡んだ解決困難課題が発生</u> しており、各課の対応連携及び早期段階での活用を 考慮する必要がある。 ・スクールロイヤー活用事業においては、導入時令 和元年と比較すると対応件数は約3倍となってい	・会議開催に向けた手続きの一層の簡素化 ・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返しの周知 ・研修の充実 等 事案の把握に向けて ・関係課等に向けた聞き取り調査の継続
	スクール・サポーター	スクールサポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。		・令和5年度中、スクール・サポーターを派遣した学校数は、16校(中学校6校、小学校10校、前年度比-1)であり、各校において対象児童・生徒等への指導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施した。	少しているが、派遣理由となっている学校内での問題(いじめを含む)が解決に至るまでの期間が長期	を抱えた学校に対する支援体制の拡充を行ってい

施策・事業の目的、評価の観点:「4 啓発」

	マー 事未の日的, 古	車 类 榧 亜	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
NO	施策・事業等の名称 	事業概要	担ヨ砞	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
22	いじめ防止対策等推進 事業(いじめ防止対策 等に関する啓発資料作 成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒安全課	・いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」(名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類)を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校(小・中学部)(千葉市を除く。)の小学3、6年生、中学3年生に、それぞれ必要な種類を配付した。 ・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を,県内の国公私立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。また,発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を,県内全ての国公私立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象)・教職員向けに生徒指導パンフレットとして、「いじめの重大事態の分析」を各学校等に配付した。	ないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。中学生・高校生向けのカードには、SNS相談の二次元コードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。・保護者及び児童生徒の啓発リーフレット、児童生徒向けの啓発カード、教職員向けの生徒指導パンフレットを、有効に活用してもらうため、 <u>今後も継続</u>	したデータ配付とする。小学生4年生以上のカードでは、クリックすることで相談機関の連絡先が示されているページに移動したり、啓発動画を視聴したりすることができるようにする。 ・いじめ防止啓発カードには、これまでの相談窓口の周知と共に、SNS相談の二次元コードを掲載することで、より多くの相談先が周知できるようにする。配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中	
23	「学校から発信する家 庭教育支援プログラ ム」活用推進事業	「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気付きを促す家庭教育支援資料の活用を促進し、自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭における教育力向上を図る。県内の公私立保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配布したり、学級懇談会での講義資料としたりするなどの有効的な活用を促進する。	生涯学習課	・いじめ問題の対策については、いじめのサイン発見 チェックリスト等を収録した「いじめ」(小学校編)を、ネットいじめについては、「スマートフォンの使用」「フィルタリングの活用」(小・中学校編)を活用してもらうことで、子供たちがいじめの加害者にも被害者にもならないよう啓発している。 ・本事業については、各教育事務所における学校訪問や市町村教育委員会を通じ、各学校に周知を図っている。	・学校だよりや学年だより、保護者会の資料作成に本プログラムが活用されている。 ・より多くの教職員に活用してもらうため、引き続き効果的な周知方法を工夫する必要がある。	・内容及び構成について、適宜見直しを図る。 ・関係課が主催する会議・研修会等において、当該事業のホームページ・リーフレット等についての情報提供や担当者による説明を行い、周知を図る。	

ウェブサイト「親力 24 アップいきいき子育て 広場」事業	生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭の教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、生活習慣などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信している。スマートフォン・携帯電話からも利用できる。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携して情報提供を行う。	E学習課	・子育てや家庭教育に関する情報を掲載している。「ケータイ・スマホの使い方を考えよう」というコーナーの中で、携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介した。 ・保護者への周知について、家庭教育リーフレット(新年度に新小1、新小4、新中1の保護者あて配付するリーフレット)に本サイトの紹介記事と二次元バーコードを掲載することで、一層の周知を図った。	 コーナー内で紹介しているリンク先は千葉県のホームページや文部科学省のページ等多岐に渡るが、それが閲覧する側で識別できなかったため、識別できるように修正を行う。 より多くの人に閲覧してもらえるよう、市町村や 	・内容及び構成について、関係各課からの情報も反映させつつ適宜見直しを行う。また、より見やすいサイトとなるよう、リンク情報の明示化やレイアウトの見直しを図る。 ・千葉県ホームページにバナーを掲載するなど、よりアクセスしやすいページに改める。
-------------------------------------	--	-------------	---	---	---

25	人権啓発活動推進事業	子どもがお互いの個性や能力を尊重し合うなど人権意識を養うため、国(千葉地方法務局)等関係機関と連携を図り、人権啓発DVDの貸出や人権問題講師紹介、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等を実施する。	健康福祉政策課	・ネットいじめに関連する作品1点を新規に購入 ○県内小・中・高等学校等への人権問題講師紹介 ・令和5年度講師紹介・派遣実績 8件(受講人数 1,793人) ○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 【主催】県、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会 (県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉 県人権擁護委員連合会) 令和5年度実績 (1)スタジアム啓発の実施(ジェフユナイテッド市原・千葉) 日時:令和5年9月3日(日) 場所:フクダ電子アリーナ 内容:啓発グッズの配布等 (2)県内スポーツチームの選手を起用したポスターの作成・配布(千葉ジェッツふなばし) 配布先:県内小・中・高等学校等	効果的な人権啓発活動が行われた。 ・講師紹介により、学校等において効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・啓発物品の配布により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。 ・ポスター配布先へのアンケートの結果、「いじめ等のほか、人権について考えるきっかけとなった」と回答した割合は53%、「いじめに関する連絡先を知るきっかけとなった」と回答した割合は45%であった。また、「今後もポスター配付を行った方がよいと思うか」との質問に対し、「行ったほうがよい」と回答した割合は95%であった。 ・子どもの人権に関する研修会受講者へのアンケートの結果、子どもの人権についての理解が「大いに	を検討する。 ・子どもの人権に関する研修会については、引き続き、オンライン開催等の受講しやすい形式を採用
26	子ども・若者育成支援 推進事業 (子ども・若者のため の相談・支援機関ガイ ド作成、配布)	困難を有する子ども・若者を適切な支援に 結び付けるため、千葉県子ども・若者総合 相談センター「ライトハウスちば」を委託 により運営するとともに、同センターの リーフレット・ポスターを市町村や学校、 各種支援機関等に配付し、活用を依頼し た。	県民生活課	ために」		に努めていく。 ・関連する報道発表等に「県の相談窓口」として掲

27		非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部 少年課	た。 (前年比+28回、+13,971人)		ず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施していく。 ・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像
28	(第44集) 大切な自分 大切なあなたの発行・	指導資料が校内研修等で活用されることで、一人一人の公立学校教職員の人権意識を涵養し、全ての教育活動を人権教育と言う視点で見直してもらう。そして一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自身と他者の人権を尊重し、そのことが態度や行動に移せるようになることにつなげる。	児童生徒安全 課 人権教育班	(45000部) するとともにHPに掲載している。 ・内容は、千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項、参加体験型学習の手法、人権意識確認チェックシート、様々な人権課題、などを掲載している。3年を1サイクルとして、掲載内容を変えてきたので、3年分まとめて活用することで、各種人権課題、人権教育の手法について俯瞰することができ、多くの学校の校内研修で活用されている。	職員)に配付することとした。 ・リーフレットの活用状況については、毎年実施している実態調査によると、令和5年度では小中高特支いずれも100%であった。 ・人権教育班が所管する各種研修と併せ、一人一人の教職員・児童生徒の人権意識の涵養が図られ、いじめは許されないという意識の醸成にもつながって	予定である。 ・重点課題や各校の優れた取り組みなどを中心に紹
29	教育広報	県教育委員会が所管している広報媒体を活用し、県教育委員会が行っているいじめ防止のための取り組みを紹介し、広く県民に対し周知を図る。		・夢気球vol.65(6月号)及びvol.66(11月号)にLINE を活用したSNS相談窓口が開設していることを掲載した。 ・県教委ニュース(4月号)に学校人権教育指導資料第43集を活用し、人権教育を推進しようという内容について掲載した。児童の権利に関する条約について掲載するとともに、様々な人権課題研修動画二次元コードを掲載し、案内している。 ・県教委ニュース(3月号)に千葉県子どもと親のサポートセンターの事業について紹介し、ワンストップ・オンライン相談、来所相談等について案内してい	・夢気球は、県内の公立小・中・高・特別支援学校を通し全ての児童生徒の家庭に配付している。また、県内の公共施設である図書館、公民館等にも配布し県民に広く周知を図っている。・県教委ニュースは、毎月県教育委員会のホームページにアップするとともに、県立学校及び県立教育機関にメール等を活用して周知している。併せて、市町村教育委員会にも各学校への配信を依頼し教職員に周知している。・いずれも広報媒体としては、規模が大きく、特に	活用して、県のいじめ防止の取り組みや学校での先

施策・事業の目的、評価の観点:「5 ネットいじめ対策」

NO	***************	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
NO	施策・事業等の名称			実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)	
30	青少年ネット被害防止 対策事業 (ネットパト ロール)	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	そのうち特に問題のある書き込み119件) ・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係 者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を 実施するなど、インターネットの適正利用について啓	を発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット	が発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。 ・引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や	
31	業(非行防止チラシの 作成・配布)	非行防止に対する心構えや相談機関の案内 等を記したチラシを作成し、小学5年生及び その保護者、中学1年生及びその保護者、 高校生1年生に配付することにより、非行 防止等の啓発を図る。		・誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して47,000部、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して106,000部を作成・配付した。	ことができた。 ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向	・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配付チラシの内容を検討し、啓発の強化を図っていく。	
	いじめ防止対策等推進 事業(千葉県いじめ問 題対策連絡協議会の開	千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒安全課	・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を、資料を基に、意見交換を行った。 ・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和4年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和5年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。	ついて、隔週配置384校、月1回程度の配置校252校と隔週配置校を増やして全公立小学校に配置したことや、スクールロイヤーについては、相談方法を対面及び電話に加え、オンラインによる相談も行えるようにした結果、相談件数の増加につながったことを報告した。関係機関からは、いじめ問題に継続して関わるために、スクールカウンセラーの配	後は、オンラインでの開催についても検討していく。また、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上におこる新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 ・各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ、配付することによって、協議会の効率化に	

	一	(総合教育センターの研修事業) 全ての校種で教諭、管理職、養護教諭等 キャリアステージに応じて、いじめの未然 防止、対応の仕方について研修を実施して いる。 要請研修、学校支援事業の実施、情報モ ラル指導実践研修、デジタルシティズン シップ教育を実施している。	総合教育センター	(14事業) 講話・協議・eラーニング等 ・初任者研修(1196名) ・中堅教諭等資質向上研修(1135名) ・教務主任等企画運営リーダー研修(106名) ・新任教頭研修(238名) ・新任校長研修(208名) ○市町教育委員会主催の要請研修 「出前あすなろ塾」 若手教諭対象 8回実施 ○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修 「教師未来塾」 (42名参加) 【情報モラル研修】 ・「情報モラル指導実践研修発展~デジタルシティズンシップ教育~」(31名) ・初任者研修(小・中・高・特・養護教諭)「情報モラル」(1115名) ・専門研修(小・中・高・特・養護教諭)「情報モラルと著作権」(eラーニング)(231名) ・学校支援事業…県内市町村教育委員会主催の研修会講師として、教職員に指導助言(70名)	後のアンケートに肯定的な回答が多くなった。 ・キャリアに応じていじめの現状の理解や未然防止、対応等、日常実践に生かせる研修を実施することができた。 ・情報モラル教育に関する研修を通して、ネット上の問題行動についての教職員の理解や、児童生徒を指導する力を高めている。 ・ e ラーニングでの実施の場合、情報伝達研修にとどまらないよう、授業実践や校内での指導助言を実施し、レポートを作成させている。 ・若年層を中心に、児童生徒との人間関係作りを苦手に感じる教諭が増えてきているので、児童生徒理解を深める研修が必要と考える。	社会との関わり方を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を一層重視していくことが望ましいと考える。
再掲 14		<生徒指導・教育相談に関する研修>生徒指導リーダー育成研修や不登校の子供を支援する実践研修、教育相談基礎研修・教育相談上級研修・教育相談コーディネーター養成研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例を扱うなどの研修を実施する。	のサポート	・いじめが起こってからの事後対応だけではなく、い	研修を企画・運営した。 ・班別研修では、「いじめの理解と対応」「いじめ 問題の予防」「校内支援体制の充実」について学 び、学校の実態に合わせたいじめ対応について考え	の研修を増やす。 ・講師との事前打ち合わせを密にしながら、受講者
		管理職資質向上研修 (1)いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について研修することにより、学校におけるいじめ防止対策の一層の充実を図る。 (2)児童生徒の自殺予防に関する国や県の取組及び具体的な教職員による予防対策や児童生徒への予防教育、さらに自殺が起きてしまったときの対応について研修することにより、児童生徒の自殺予防対策の一層の充実を図る。 (3)学校内の支援体制や教育支援センター等様々な関係機関との連携、個々の児童生徒の特性に着目した支援方法について研修することにより、不登校児童生徒への支援の充実を図る。	子どもと親 のサポート センター	た。小・中・義務教育・特別支援学校については千葉市民会館、県立高等学校については千葉県総合教育センターで、参集型の研修を実施した。 ・私立学校の参加についても行うことができた。 ・国の施策等の現状と取組、千葉県の現状と取組(児童生徒安全課、当センター所員による不登校児童生徒	殺」「不登校」についての専門的な知見や組織マネジメントについて学ぶことができた。 ・スクールロイヤーによる「法を背にした指導・支援」については、専門的な内容を、学校での指導の中でどのように活用していくことができるかを具体的な例を挙げ、話を聞くことができた。	徒指導の現状と対応」やスクールロイヤー「法を背にした指導・支援」、大学講師による「いじめ防止」「自殺予防」については、オンデマンド配信を

掲載	研修事業	支援者対象の研修 訪問相談担当教員研修、スクールソーシャ ルワーカー研修、スクールカウンセラー等 全体研修・連絡協議会をとおして、不登校 等で困難を抱える子供や保護者を支援する 者の資質・力量の向上を図る。	子どもと親 のサポート センター	報交換をとおして、個々の資質向上を図ることができた。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は各事務所に分かれ集合形式で実施した。講義の内容を大ホールから各会場へライブ配信を行った。	た。また、事例研究をとおして、多面的・多角的な見立てについて学ぶことができ、日頃の業務に役立てることができた。 ・経験年数の異なる支援者が、いかに資質向上を図るか、研修会のあり方や協議・情報交換の時間の持ち方等を工夫していく必要がある。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員により、一か所で集まること	が有効な研修の一つであることから、事例研究の回数を減らすことなく、さらなる資質の向上を図る。 ・新規採用により、経験の浅いスクールソーシャルワーカーが増えているため、グループ別協議では、協議内容の設定やグループの編制について従来から工夫を加えていく。また、新任研修として研修の新設も念頭に入れていく。
	事業(いじめ防止対策 等に関する啓発資料作 成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。		・いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」(名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類)を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校(小・中学部)(千葉市を除く。)の小学3、6年生、中学3年生に、それぞれ必要な種類を配付した。 ・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を,県内の国公私立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。また,発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を,県内全ての国公私立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象)・教職員向けに生徒指導パンフレットとして、「いじめの重大事態の分析」を各学校等に配付した。	たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。中学生・高校生向けのカードには、SNS相談の二次元コードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。・保護者及び児童生徒の啓発リーフレット、児童生徒向けの啓発カード、教職員向けの生徒指導パンフレットを、有効に活用してもらうため、 <u>今後も継続</u>	レットを紙ベースではなく、1人1台端末を活用としたデータ配付とする。小学生4年生以上のカードでは、クリックすることで相談機関の連絡先が示されているページに移動したり、啓発動画を視聴したりすることができるようにする。・いじめ防止啓発カードには、これまでの相談窓口の周知と共に、SNS相談の二次元コードを掲載することで、より多くの相談先が周知できるようにする。配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中
再掲 27	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部 少年課	・令和5年度中、非行防止教室を286回開催し、 小・中・高校生等70,220人の児童生徒が受講した。 (前年比+28回、+13,971人)		ず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施していく。 ・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像

施策・事業の目的、評価の観点:「6 調査研究」

N.O.	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
NO				実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
32	いじめ防止対策等推進 事業 (千葉県いじめ対 策調査会の開催)	大学の研究者、心理等の専門家などの学識 経験者からなる調査会であり、「いじめの 防止等に関する調査研究」「県が実施する いじめの防止等の対策に関する審議」「重 大事態が県立学校に発生した場合におけ る、その事実の確認並びに調査及び審査」 を行う。	児童生徒安全課	・「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき策定した「千葉県いじめ防止基本方針」により、県教育委員会は、毎年、県が実施するいじめの防止等のため対策の実施状況及びその他いじめに関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けている。 ・令和5年度は、県教育委員会が調査主体となって行う重大事態が発生しなかったため、いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査は実施していない。	いて、重大事態後の改善状況や、同様のいじめ発生の有無を把握すべきという御意見をいただき、 <u>情報の伝達や共有を更に確実にし、事後のフォローをする体制を考えていく</u> 必要がある。また、北欧では、国語の教科書に人間関係のトラブルについての内容が含まれており、対話を通じて上手にトラブルを解決する力が当然のこととして身についていることから、小学生には根本のいじめ解決に役立つという御	・今後も発生したいじめ重大事態に関して、いじめの内容、学校の対応等について御助言をいただき、今後の重大事態の未然防止に努めていきたい。 ・重大事態が発生し、事案が複雑化した場合は、調査を行うことも考えられるので、その際は、速やかに本調査会を開催できるように、委員の招集等について迅速に対応していきたい。 ・研修については、教職員への研修内容の充実を図るとともに、教員を志す大学生に対しても出前授業を実施しているところである。
33	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	児童生徒安全課	・県内の公立学校の調査結果を6月に文部科学省に提出。10月4日の全国の結果公表に合わせて、10月5日に千葉県の結果を公表した。その後、各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県のいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。	件となり、令和3年度の51,478件より1,2 42件増加した。これは、積極的ないじめの認知を 行い、いじめの初期段階で対応しようとしていると 評価できる。児童生徒の千葉県公立学校の1000 人あたりの認知件数は、96.5件と全国平均(5 3.3件)を大きく上回る結果となった。	れの課題の特徴、取組等の状況を調査・分析することにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。 ・本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進し、さらに、教職員向け指導用リーフレット「いじめの重大事態の対応」を各学校へ周知し、いじめ重大事態の対応等につい

34	SNSを活用した相談 事業	中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築する。	子どもと親 のサポー センター	・長期休業前後等の期間については、特設期間として連日相談窓口を開設した。	4年度の2,402件より1,167件増加した。相談受付件数が増加した理由は、近年の若者の行動様式に合わせた相談方法であり、他の相談より相談のしやすさがあると考えられる。特にSNSの御案内をした10月は634件アクセスしている。・主な相談内容は、多い順に①友人関係が587件(+276件)、②家庭問題関係が250件(+157件)、③学業・進路が212件(+105件)であった。※()内は昨年度比・家庭問題関係は、令和4年度は3番目であったが、昨年度は2番目になった内訳をみると「家庭環境」という理由が突出している。・匿名性の確保や相談員による丁寧な返信を指導していき、相談しやすい環境を整えた。・利用した生徒からは、「自分の悩んでいる事や、解決出来ない事を真摯に受けとめてくれた」「相談内容をまとめてから相談できるので、相談しやすい」「気持ちを整理しながら話せる」との声が寄せられた。・自殺念慮・企図に係る相談について、情報の収集、各関係機関、警察等との連携についてなどの課題がある。	者を、小学校4~6学年まで拡大することとした。相談日は、火・木・日の18時~22時だが、長期休業明けは、特設として毎日相談できる期間を設け、LINEを活用した相談窓口を開設している。・児童生徒の不安が大きくなる長期休業前後の4月24日から5月8日、8月23日から9月7日、令和7年1月4日から11日は毎日実施。その期間と4月・6月・及び2月は、相談員配置人数を増やして対応の充実を図っている。・警察との連携への課題については、令和4年度より、緊急対応が必要な場合、委託会社と警察で直接連絡できるよう、体制を整えたところである。・現在は、限られた曜日時間での運用であるが、生徒が今相談したいという気持ちを考えたときに、すぐに相談できる環境について考え、重篤な事案や不登校の未然防止に取り組んでいく必要がある。
	いじめ対策等生徒指導 推進事業	支援事業をとおして、不登校児童生徒等へのより一層きめ細かな支援を行うための学校・家庭・関係機関等のネットワークづくりを行っている。	子どもと親 のサポート センター	・教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や 事例研究等をとおして、教育相談及び不登校児童生徒 支援に携わる機関や担当者の資質・カ量の向上と連携	は、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣することで、教職員の素質・力量の向上に努め、効果を上げている。・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ている。一方、遠方の子どもや保護者から「参加しにくい」との声があるので、今後も地域に出向いて事業を実施していく。・当センターのセンター的機能を生かし、出張サポルームを実施。サポルーム開催のノウハウを市町教	来ることが難しい子供や保護者を支援する。特にサポート広場(地域開催)と進路選択セミナー(地域開催)を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努める。・地域開催における事業に関しては、新規地域の開拓や開催方法(ICTを利用してのオンライン開催等)も検討していく。・福祉機関(児童相談所、市町村福祉担当課等)との